

第一條。本組合は本組合の綱領に基き、其の目的を達成するに
目的を以てし、

第二條。本組合は本組合の綱領に基き、其の目的を達成するに
事業を以てし、

一 教育
二 共済

三 職業教育
四 法律顧問

五 法律顧問
六 法律顧問
七 法律顧問
八 法律顧問
九 法律顧問
十 法律顧問

第三條。本組合は、

第八條。本組合は、

一 各役員は、
二 各役員は、

第一條。本組合は、

第二條。本組合は、

第三條。本組合は、

一 教育
二 共済

第四條。本組合は、

一 各役員は、

第五條。本組合は、

一 各役員は、